

工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

第1 趣 旨

この要領は、愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱第3第2項第1号の規定に基づき、主要な工場・事業場に対し、窒素酸化物排出量の削減を指導するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導対象ばい煙発生施設

窒素酸化物排出量削減の指導対象となるばい煙発生施設は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設であって、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)第26条に規定する大気指定工場等に設置されているものとする。

第3 指導の内容

1 指導対象ばい煙発生施設を昭和58年6月15日から平成18年3月31日までに設置した者及び平成18年4月1日以後に設置しようとする者に対する指導は、次の各号により実施するものとする。

(1) 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省令第1号)(以下「法施行規則」という。)第5条及び別表第3の2の規定により当該施設に適用される窒素酸化物の排出基準(法施行規則の改正附則の規定により別に排出基準が定められている場合にあっては当該排出基準。以下同じ。)の20パーセント以上の低減を指導する。

ただし、当該施設について上記の指導が行われた場合に削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の窒素酸化物排出量が当該大気指定工場等の他のばい煙発生施設において削減される場合にあっては、この限りではない。

(2) 前号の規定にかかわらず、指導対象ばい煙発生施設を設置することに伴い、当該大気指定工場等の既存のばい煙発生施設を廃止する場合にあっては、当該設置施設から排出される窒素酸化物の量が廃止施設から排出される窒素酸化物の量を下回るように窒素酸化物の濃度の低減を指導する。

ただし、当該設置施設に対する指導は、法施行規則第5条及び別表第3の2の規定により適用される窒素酸化物の排出基準の20パーセントの低減を限度とする。

2 指導対象ばい煙発生施設を昭和58年6月15日前に設置したもの(設置の工事に着手した者を含む。)に対する指導は、法施行規則第5条及び別表第3の2の規定により当該施設に適用される窒素酸化物の排出基準の5パーセント以上の低減を指導する。

ただし、当該施設について上記の指導が行われた場合に削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の窒素酸化物排出量が当該大気指定工場等の他のばい煙発生施設において削減される場合にあっては、この限りではない。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領(平成7年4月1日施行)は、廃止する。